



WAVE事務所便り

連絡先：〒501-3232
関市桜本町 2-32-4 エレガンスみやもと 302
電話：0575-24-3757 FAX：0575-24-3757
e-mail：hata50911@gmail.com

「業務改善助成金(通常コース)」が改定されました ～「助成上限額」と「助成対象経費」など拡充～

◆業務改善助成金(通常コース)とは

中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部が助成される制度です。令和4年12月に改定され、活用の幅が広がっています。

◆改定のポイント

- 1 助成上限額の引上げ⇒事業場規模30人未満の事業者について、助成上限額を引上げ(別紙、チラシ参照)
- 2 助成対象経費の拡大⇒特例事業者の助成対象経費を拡充特例事業者のうち、次の①または②に該当すると、下記の経費も助成対象となります。
①売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が

前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

② 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者【生産性向上に資する設備投資】

・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等

・パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

【関連する経費】

・広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

- 3 対象事業場の拡大⇒助成対象を事業場規模100人以下とする要件を廃止
- 4 申請期限の延長⇒申請期限を令和5年3月31日まで延長

「冬期型災害」に気をつけよう！冬の転倒災害対策

◆冬は労働災害が多発する季節

冬期は、凍結による転倒、自動車のスリップや視界不良による交通事故、除雪・雪おろし作業に伴う墜落・転落・腰痛、暖房器具等による一酸化炭素中毒など、特有の労働災害(冬期型災害)の発生が懸念されます。特に転倒災害が多発するために、冬は労働災害が最も多く発生する季節といわれていますから、寒さが厳しくなる前に、対策を講じておきたいものです。

◆事業場で取り組む転倒災害対策

まずは、職場巡視等を行って、事業所内の危険箇所を把握・特定しましょう。

凍結が起こりやすいのは、駐車場、屋外通路、建物出入口です。このような箇所には、表示などを行って危険を「見える化」とするとともに、たとえば雪や水分を拭き取るためのマットを設置するなど、対策を講じます。

特に危険なのは、「雪が踏み固められた箇所」です。降雪時には、雪が積もったままにならないようにする必要があります。

ます。把握しておいた危険箇所について、除雪や凍結防止対策(融雪剤や砂の散布等)を行うことで、転倒のリスクを減らすことが可能となります。必要な用具は早めに確保しておくとともに、除雪作業等を行う場合の墜落・転落、転倒、はさまれ・巻き込まれ災害等の危険性も事前に特定しておきましょう。

◆従業員の安全意識も大切

冬の転倒災害は、従業員の意識によっても回避することができます。水濡れをそのままにしておくことが凍結に、ひいては転倒事故につながりますから、4S(整理・整頓・清掃・清潔)を徹底し、水濡れはすぐに拭くように意識づけしておきましょう。また、滑りにくい靴を履く、時間に余裕を持った行動を心がけ小さな歩幅でゆっくりと歩く、転倒時の怪我を軽減するために両手はあけておくなど、「冬の歩き方」について注意喚起するのも有効です。

事業所全体の安全に対する意識を向上させることにより、冬の労災事故の防止に努めましょう。

1月の税務と労務の手続期

限[提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額(※)・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
※ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、令和4年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

31日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出[税務署]
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>[市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告[市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>[郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分>[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告

書の提出[年金事務所]

- 労働保険料納付<延納第3期分>
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]
- 固定資産税に係る住宅用地の申告[市区町村]

本年最初の給料の支払を受け る日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え[給与の支払者]

★当事務所よりひと言★

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては新春を清々しい気持ちでお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年は多くのお力添えいただき誠にありがとうございました。今年も更なる事業拡大やサービスの質の向上に対して所員一同努めて参ります。皆様の一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和五年 元旦